

日行連発第500号
令和2年8月7日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 松村 和人

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として各種被保険者証等が用いられた場合の被保険者等記号・番号等の取扱いに関する留意事項等について

標記の件について、政府より別紙のとおり健康保険法等の改正に伴う各種被保険者証等を本人確認書類として顧客等の本人特定事項の確認を行う際の留意事項等について周知依頼がございました。各単位会におかれましては、所属会員への周知とともに会員指導等をお願いいたします。

なお、本会ホームページにおいても本件に関して掲載いたしますことを申し添えます。

以上

別紙：犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として各種被保険者証等が用いられた場合の被保険者等記号・番号等の取扱いに関する留意事項について（令和2年7月27日付．警察庁）

参考：医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（令和2年7月8日付．関係各省）